

明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）又は同要綱第9条に規定する利用登録者のうち売買又は賃借の契約を行った者（以下「利用者」という。）が、同要綱第6条に規定する登録物件（以下「登録物件」という。）を産業に供するために改修工事を行う場合、及び、自己所有物件等を産業に供するために改修工事を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、明日香村補助金交付規則（令和8年4月1日明日香村規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号で定めるところによる。

- (1) 改修工事 登録物件及び自己所有物件等の商業的価値を向上させるために、当該物件に動産又は不動産を附合させる行為をいう。
- (2) 自己所有物件等 村内の新築物件を除く自己所有若しくは親族が所有する物件で、村長が認めるものをいう。
- (3) 産業 物やサービスを提供し対価を得ることを業とする行為のうち、地域の活性化に資するもので、村長が認めるものをいう。ただし、不動産業、自己所有物件等における住宅宿泊事業及び事業承継を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす個人又は法人とする。

- (1) 同一の敷地内に存する登録物件又は自己所有物件等について、明日香村空き家等活用バンクリフォーム工事補助金交付要綱（以下「空き家リフォーム要綱」という。）及び本要綱に基づく補助金を受給したことがない者であること。
- (2) 当該補助金申請日において、納付すべき村税等の滞納がない者であること。

2 前項に定める者のほか、村長が特別に認めた者について、補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、登録物件又は自己所有物件等を産業に供するために補助対象者が行う別表に掲げる改修工事とする。

2 住居が並存する登録物件に、前項の改修工事を実施するとともに、住居部分について空き家リフォーム要綱別表に規定する工事を実施した場合、住居部分の工事も補助対象事業とする。

3 住居が並存する自己所有物件等に、同条第1項の改修工事を実施するとともに、住居部分について空き家リフォーム要綱別表に規定する工事を実施した場合、補助対象者が新たに明日香村に転入し住民基本台帳に記載される場合に限り、住居部分の工事も補助対象事業とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業に要した経費の総額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、200万円を限度とする。ただし、当該事業において国、県等からの補助金を受ける場合には、国、県等の補助金額を差し引いた額を補助対象経費として算出する。

（補助対象事業承認申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手するまでに、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象事業承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 事業実施計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 第4条に規定する行為に関する見積書の写し

(5) 申請日における村税等に滞納がないことを証する書類

(6) 工事着工前の現場写真

(7) 自己所有でない物件については、物件所有者が補助対象者に対して補助対象事業の実施について承諾したことを証する書類

(8) その他村長が認める書類

（補助対象事業承認・否認通知）

第7条 村長は、前条の規定による申請書を受理した場合において、法令等に照らしてその内容を審査したうえ、その可否について明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象事業承認（否認）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助対象事業の承認をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは条件を付することができる。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 第7条第1項の規定により補助対象事業承認通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち村長が指定するものを添付し村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画に変更を伴わない場合については、この限りではない。

(1) 変更事業計画書（様式第6号）

(2) 変更収支予算書（様式第7号）

(3) その他村長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認・否認)

第9条 村長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査したうえ、その可否について明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象事業変更・中止・廃止承認（否認）通知書（様式第8号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

(事業完了報告)

第10条 補助対象事業承認通知を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象事業完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第10号）

(2) 支出報告書（様式第11号）

(3) 事業実績調書（様式第12号）

(4) 第4条に規定する行為に関する請求明細書の写し

(5) 第4条に規定する行為に関する領収証の写し

(6) 事業実施に必要とする関係機関が発行する許可証等の写し

(7) 設計図書及び工事完了後の写真

(8) その他村長が必要と認める書類

(補助対象経費決定通知)

第11条 村長は、前条の規定による事業の完了報告を受理した場合は、その

内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助対象事業の承認の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは補助対象経費の額を決定し、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象経費決定通知書（様式第13号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金交付申請）

第12条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の規定による補助対象経費決定通知を受けた翌年度以降に、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 明日香村古民家等再生基盤整備事業補助対象経費決定通知書の写し
- (2) 直近3ヶ月の売上が確認できる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第13条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額を確定し、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第15号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第14条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をする場合において、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 明日香村内の一次及び二次産業により生産された物を使用することに努めること。
- (2) 明日香村内の住民を雇用することに努めること。
- (3) 地域のコミュニティーに積極的に参加することに努めること。
- (4) その他村長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めること。

（交付決定及び額の確定の取消し並びに補助金の返還）

第15条 村長は、補助対象事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第13条に規定する交付決定及び額の確定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助対象事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく村長の処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の事業に使用した場合

(4) 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

- 2 村長は、前項の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金の額が既に交付されていたときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第16条 第13条の規定による通知を受けた補助対象事業者は、明日香村古民家等再生基盤整備事業補助金請求書（様式第16号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助対象事業者に補助金を交付するものとする。

(書類の保存)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該事業の内容を明らかにする書類及び経費に関する帳簿等を整理し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度申請分の補助対象事業から適用する。

(経過規定)

- 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までを経過措置期間とする。
- 3 前項の期間において、第6条の規定によらず補助対象事業に着手した者は、令和8年12月28日までに同条に定める補助対象事業承認申請書を提出し、村長の承認を受けなければならない。

- 4 令和 8 年 3 月 31 日以前から事業を実施している者は、令和 8 年 12 月 28 日までに、第 6 条に定める補助対象事業承認申請書を提出し、村長の承認を受けた場合に限り、補助対象とすることができる。
- 5 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 28 日の間に補助対象事業を完了した者は、第 12 条第 1 項の規定によらず補助金の交付を申請することができる。
- 6 令和 8 年 3 月 31 日までに事業を完了した者は、令和 8 年 9 月 30 日までに、従前により補助金の申請を速やかに行わなければならない。

別表（第４条関係）

改修工事の対象経費及び対象外経費

産業に供するために行う、構造部分及び付帯設備の修繕工事、改装工事、増改築工事及び設備導入等とする。	経費	工事等内容の範囲（例）
	対象経費	・基礎、内壁、床及び天井の補修、張り替え及び塗り替え ・畳の張り替え ・建具の補修、取り替え ・玄関等出入り口の補修、付け替え ・店舗間仕切りの変更 ・厨房の設置、改修 ・給排水設備に関するもの ・客用の洗面及びトイレの改修や水周りに関するもの ・電気設備に関するもの（取り外し可能な照明工事を除く） ・不要物の解体及び撤去 ・計画する事業に必要と認められる設備の導入 ・その他、村長が認めるもの
	対象外経費	・屋根及び外壁の改修工事 ・外構工事 ・造成工事 ・造園工事 ・アンテナ工事 ・防犯カメラ工事 ・カーテン及びカーテンレール ・水道及び電気等加入費用 ・消化器等消防用品 ・その他取り外し可能なもの ・消費税